

1. 「算定基礎届」のご提出ありがとうございました。なお、未だご提出されていない事業所様は、7月10日（木）の提出期限を過ぎておりますので、大至急ご提出ください。
2. 賞与を支給された事業所様は、「賞与支払届」を必ずご提出ください。
支給が無い場合でも「賞与支払総括表」のみご提出ください。
3. **健康保険証の廃止に伴う「資格確認書」交付とマイナ保険証登録のお願い**
2024年12月2日をもって現在の健康保険証は廃止となり、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」への切り替えが進められております。
現在、健康保険証をお持ちのかたは2025年12月1日まで利用期間延長中ですが、本年12月2日をもって廃止となるため、延長期間終了前の11月中(予定)に「資格確認書」を当組合にて職権交付いたします。

「資格確認書」交付対象者

- ・現在当健保の健康保険証をお持ちの加入者の方（令和6年12月1日までに取得している方）のうち、マイナ保険証としての登録が行われていない方。（マイナンバーカードを持っていない方を含む）

この「資格確認書」は、従来の健康保険証と同様に医療機関等で利用いただけますが、下記のとおり、事業所様において煩雑な事務作業が発生いたします。

【事業所ご担当者の事務負担】

- ・「資格確認書」の対象者への配布（家族のみの場合も含む）
- ・資格確認書を保持している方の名簿管理（家族含む）
- ・退職時の資格確認書の回収・返却対応

こうした事務負担を回避するためにも、できるだけ早期に従業員の皆様（ご家族含む）にマイナ保険証の利用登録を行っていただくことが望まれます。

【事業所ご担当者様へのお願い】

加入者の皆様へ、以下の内容をご案内くださいますようお願い申し上げます。
同封のリーフレットもぜひご活用ください。

- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルやセブンATM、医療機関・薬局等の窓口で、簡単にマイナ保険証の利用登録が可能です。
- ・登録がお済みでない場合、11月中に当組合より「資格確認書」が交付され、事業所を通じて配布・管理を行っていただくことになります。
- ・マイナンバーカードをまだ持っていない方の場合、12月2日に近くなるにつれ、交付申請が集中することも予想されます。お早めの申請をお勧めください。

マイナ保険証の利用登録が進むことで、事業所様・従業員様双方のご負担が軽減されます。
何卒、早めのご対応をご検討くださいますようお願い申し上げます。 裏面もご覧ください⇒

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。（ホームページもご利用下さい。）



現在 Pep Up では「日々の記録チャレンジ」を開催中です。
多くのご参加をいただきまして、ありがとうございます。

8 月は健康クイズを実施します。クイズに答えながら健康につながる知識を得たり、確認することで健康意識を高めましょう。全問正解すると 600 ポイント獲得できます。
間違っても何度でもやり直しができますので、気楽にご参加ください。